

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2024 年 4 月 1 日

グローバルセキュリティエキスパート株式会社

C y b e r S T A R 株式会社

2024年4月1日

新設分割に係る事後開示書面

東京都港区海岸一丁目15番1号
グローバルセキュリティエキスパート株式会社
代表取締役 鱸 史郎

東京都港区海岸一丁目15番1号
CyberSTAR株式会社
代表取締役 鈴木 勝人

グローバルセキュリティエキスパート株式会社（以下「分割会社」）というは、2024年2月13日付新設分割計画書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、CyberSTAR株式会社（以下「新会社」という）を新たに設立し、分割会社のサイバーセキュリティ人材を中心としたシステムエンジニアリングサービス事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」という）を行いました。

本件分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本件分割に際して会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

本件分割において、分割会社は新会社に承継される債務について重畳的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条の規定による債権者保護手続は実施していません。

4. 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2024 年 4 月 1 日をもって、分割会社より新設分割計画に記載された事業に関する権利義務を、同計画に従い承継いたしました。なお、承継した資産の額は 172 百万円（概算値）、負債の額は 70 百万円（概算値）となっております。

5. 前各項に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以 上